

# 永代祭祀墓「神靈奥津城」<sup>みたまおくつき</sup>利用等規約

第1条 「神靈奥津城」は、埼玉県川越市田町15に在する「神葬墓地」において、個別収骨、合同散骨及び霊壘の保管を目的として設けられた共同利用施設をいう。

第2条 「神靈奥津城」は、神葬墓地管理者(以下「管理者」という。)が申請受理を含む一切の管理を行う。

第3条 「神靈奥津城」使用希望者は、本規約に同意の上、管理者に使用を申請し、承諾を得る。

(ア) 使用希望者は、必要事項を添え管理者に使用申請をする。

(イ) 管理者は本規約に基づき申請を処理し、特段の忌避理由が無い場合はこれを受理し、申請内容を適正に管理する。

(ウ) 管理者の承諾後、別表使用料を納入した者(以下「使用者」という。)に限り、「神靈奥津城」を使用できる。

(エ) 納付された使用料は、原則として返却しない。

第4条 宗旨、宗派を問わない。ただし、他の使用者を排他するものを除く。

第5条 「神靈奥津城」では、個別収骨、合同散骨の遺骨納骨、並びに、霊壘の保管を行う(以下「納骨・保管」という。)

(ア) 個別収骨による遺骨の納骨

① 「神靈奥津城」内の納骨壇に、個々に遺骨を安置・保管する。なお、骨壺の大きさにより3年経過後、他の骨壺に入れ替えて安置・保管することがある。

② 個々の保管は納骨後30年間とし、それ以降は合同散骨に移骨する。

③ 使用者が希望する場合、納骨時の合同散骨及び適時合同散骨への移骨ができる。

④ 使用者が改葬を求めた時は、納骨後3年以内に限りこれに応じる。

⑤ 前二号の取り扱いについて、使用料の返還はない。

⑥ 管理者は「神靈奥津城」内における安置場所を予告なく変更することができる。

⑦ 第10条の取り消しが命じられた場合、使用者は直ちに遺骨を引き取り、全ての権利を放棄する。

(イ) 合同散骨による遺骨の納骨

① 「神靈奥津城」内カロータに、他の方の遺骨に混同し、保管する。

② 合同散骨を選択した場合、改葬は行えない。

③ 第10条の取り消しが命じられた場合、使用者はその全ての権利を放棄する。

(ウ) 霊壘の保管

① 「神靈奥津城」内の保管棚に祀る。

② 出所不詳等の霊壘は、管理者の判断で整理することがある。

③ 第10条の取り消しが命じられた場合、使用者は霊壘を引き取り全ての権利を放棄する。

第6条 使用者は、納骨・保管を行う時は管理者に通知する。管理者は、「神靈奥津城」への納骨・保管に関する事項(開閉扉、石材店への連絡等)を調整し、対応する。

第7条 納骨に関しては次の各号に従う。

- ① 納骨できる遺骨は法令による焼骨のみとする。
- ② 使用者は、納骨しようとする場合、管理者に法令に基づく埋葬許可証を提出しなければならない。原則として埋葬許可証の無い納骨はできないものとする。
- ③ 管理者は、提出された埋葬許可証を適正に管理する。

第8条 使用者は、公序良俗の範囲内において神葬墓地敷地内で法要、儀式、儀礼等を行うことができる。なお、「神霊奥津城」としての祭祀は行わない。

第9条 使用者は、住所・氏名等に変更が生じた場合は、速やかに管理者に通知することとする。

第10条 使用者が次の各号に該当した場合、管理者は使用の取り消しを命ずることができる。この命令によって生じる権利消失に関し、使用料の返還はない。

- ① 本規約に著しく反した場合
- ② 神葬墓地内において、管理者から再考依頼のあった法要、儀式・儀礼等を強行したとき
- ③ その他管理者が不相当と判断し、神葬墓地管理担当の全役員がその判断に同意した場合

第11条 神葬墓地内に於いて、天災・人災に関わらず、負傷等の事故が発生した場合、管理者は一切その責を負わないものとする。

第12条 保管期間中、天変地異等不可抗力による遺骨等の損害について、管理者はその責を負わないものとする。

第13条 本規約に定めがない事項については管理者及び使用者の協議によるものとし、協議事項については神葬墓地管理担当の役員会における議題とし、必要に応じて本規約の改定を行う。

## 別表 使用料等

区分		単位	金額	備考
納骨	個別収骨	1遺骨	30万円	申請受理時に納付する。
	合同散骨	1遺骨	10万円	
	埋葬料	1回	1万5千円	石材店業務（左記金額は税別）。埋葬の事前又は事後に納める。原則として管理者が開閉扉し、石材店が納骨する。
	表札	1遺骨	2万5千円	
霊壘保管		1霊壘	1万円	申請受理時に納付。原則として管理者が開閉扉し、使用者が納める。

※石材店業務（埋葬作業及び表札作成）以外の「使用料」は課税対象外

附則 本規約は2019年10月17日から施行する。